

病原体サーベイランスについて

最近の海外における感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 115 号)及び感染症法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年省令第 147 号)が交付されました。

この改正のうち、平成 28 年 4 月 1 日に施行された情報収集体制の強化として検体等の採取・提出の協力要請等が法に規定されました。さらに、季節性インフルエンザの検体の指定提出機関制度が創設されました。この法改正に対応した埼玉県の病原体サーベイランスにおける検体採取の主な点を表 1 にまとめました。

検体採取基準が設けられたことにより、4 月以降の病原体検出情報は、新たな基準により採取された検体についての情報となっております。今後、病原体検査結果は患者情報と合せた解析を行い、詳細な情報の還元を行ってまいります。調査への協力をお願いします。

表 1 病原体サーベイランスに基づく検体採取

疾患区分	対象疾患	検体提出機関	採取数
季節性インフルエンザ	季節性インフルエンザ	インフルエンザ 指定提出機関	流行期：各週 1 検体 非流行期：各月 1 検体
季節性インフルエンザ を除く五類定点把握対 象疾患	1. 定常調査 RS ウイルス感染症 咽頭結膜熱 感染性胃腸炎 手足口病 ヘルパンギーナ	病原体定点 (小児科)	各月 4 検体
	2. 随時調査 定常調査以外の疾患	病原体定点	必要に応じて
全数把握対象疾患	1. 結核 2. レジオネラ症 3. 耐性菌感染症*	医療機関 医療機関 医療機関	患者届出毎 患者届出毎 患者届出毎

* 耐性菌感染症

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、
バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症

詳細は http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kansen/kansensyohassei_todoke.html を参照ください。